

# 山口県報

令和4年  
10月7日  
(金曜日)

## 目次

|        |  |
|--------|--|
| ○告示    | 管理美容師資格認定講習会の指定 (生活衛生課).....一                  |
|        | 管理美容師資格認定講習会の指定 (生活衛生課).....一                  |
|        | 救急病院の認定 (医療政策課).....二                          |
|        | 保安林指定の解除 (長門市) (森林整備課).....二                   |
|        | 道路の位置の指定 (二件) (建築指導課).....二                    |
|        | 山口県収入証紙の売りさばき人の指定に関する告示の一部改正 (会計課).....二       |
| ○公告    | 基本測量の実施 (監理課).....三                            |
|        | 契約の締結 (技術管理課).....三                            |
| ○選管告示  | 政治団体の異動事項.....三                                |
|        | 解散等に係る政治団体の名称等.....四                           |
|        | 政治資金規正法第十九条第三項第二号に該当する旨の届出があった資金管理団体の名称等.....四 |
| ○公安委告示 | 警備業法の一部を改正する法律附則第五条の規定による検定合格者審査の実施.....四      |
| ○雑報    | 県報の正誤 (令和四年九月三十日山口県公告 (一六四) ).....五            |



### 山口県告示第二百九十四号

理容師法 (昭和二十二年法律第二百三十四号) 第十一条の四第二項の規定により、次の講習会を管理美容師資格認定講習会として指定した。

令和四年十月七日

山口県知事 村岡 嗣 政

#### 一 講習会の主催者

名 称 公益財団法人理容師美容師試験研修センター

所在地 東京都江東区有明三丁目七番二六号

#### 二 講習会の開催期間

令和五年二月十三日 (月曜日) から同月二十七日 (月曜日) まで

#### 三 講習会の開催場所

山口市吉敷下東三丁目一番一号 山口県総合保健会館

#### 四 講習会の受講料

一万六千円

### 山口県告示第二百九十五号

美容師法 (昭和三十二年法律第六十三号) 第十二条の三第二項の規定により、次の講習会を管理美容師資格認定講習会として指定した。

令和四年十月七日

山口県知事 村岡 嗣 政

#### 一 講習会の主催者

名 称 公益財団法人理容師美容師試験研修センター

所在地 東京都江東区有明三丁目七番二六号

#### 二 講習会の開催期間

令和五年二月十三日 (月曜日) から同月二十七日 (月曜日) まで

#### 三 講習会の開催場所

山口市吉敷下東三丁目一番一号 山口県総合保健会館

#### 四 講習会の受講料

一万六千円

山口県告示第二百九十六号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

令和四年十月七日

山口県知事 村岡 嗣政

名 称 所 在 地 認定が効力を有する期限

周防大島町立東和病院 大島郡周防大島町大字西方五七一の 令和七、九、三〇

周防大島町立大島病院 大字小松一四一五 一〇、三一

山口県告示第二百九十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第二項の規定により、保安林の指定を次のとおり解除する。

令和四年十月七日

山口県知事 村岡 嗣政

一 解除に係る保安林の所在場所 長門市日置中字大笹一〇〇〇二の一(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

三 解除の理由 道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県農林水産部森林整備課及び長門市経済観光部農林水産課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第二百九十八号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

その関係図面は、柳井土木建築事務所に備え付けて縦覧に供する。

令和四年十月七日

山口県知事 村岡 嗣政

|                              |          |          |          |
|------------------------------|----------|----------|----------|
| 地名及び番地                       | 幅員(メートル) | 延長(メートル) | 指定年月日    |
| 熊毛郡田布施町大字下田布施字道吉七五六の四及び七五六の五 | 四・〇(五・〇) | 四〇・七     | 令和四、九、一四 |

山口県告示第二百九十九号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

令和四年十月七日

山口県知事 村岡 嗣政

|                                    |          |          |          |
|------------------------------------|----------|----------|----------|
| 地名及び番地                             | 幅員(メートル) | 延長(メートル) | 指定年月日    |
| 下松市大字末武上字十念一九四八の二、一九四八の一四及び一九四八の一五 | 四・〇      | 三三・九     | 令和四、八、二三 |
| 下松市南花岡七丁目一五二三の一四、一五二三の一五及び一五二三の一六  | 五・〇      | 四三・一     | 〃 二四     |

山口県告示第三百号

山口県収入証紙の売りさばき人の指定に関する告示(昭和四十一年山口県告示第四百六十六号)の一部を次のように改正する。

令和四年十月七日

山口県知事 村岡 嗣政

一の表中 目四番一五号(岩国四丁)を 目一四番二六号(岩国三丁)に改める。



(一六七) 基本測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第一項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知がありました。

令和四年十月七日

山口県知事 村岡 嗣政

一 作業の種類

基本測量(GNSS測量)

二 作業の地域

岩国市及び大島郡周防大島町

三 作業の期間

令和四年十月十七日から令和五年二月二十八日まで

(一六八) 契約の締結

次のとおり一般競争入札の方法により契約を締結しました。

令和四年十月七日

山口県知事 村岡 嗣政

一 事務を担当する課の名称及び所在地

土木建築部技術管理課 山口市滝町一番一号

二 落札に係る物品等の名称及び数量

土木設計積算用パソコン 百五十五台

三 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

四 落札者を決定した日

令和四年八月十六日

五 落札者の名称及びその主たる事務所の所在地

山口視聴覚機器株式会社 山口市駅通り一丁目七番一四号

六 落札金額

三千六百五十四万二千八百八十円

七 入札公告日

令和四年七月一日

八 その他

(一) 契約担当者

山口県知事 村岡 嗣政

(二) 調達方法

借入れ

(三) 落札方式

最低価格



山口県選挙管理委員会告示第九十四号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第七条第一項の規定による届出があった政治団体の異動事項は、次のとおりである。

令和四年十月七日

山口県選挙管理委員会委員長 秋本 泰治

| 政治団体の名称        | 代表者の氏名 | 異動事項<br>政治団体の区分 | 異動内容           |                 | 備考<br>(異動年月日) |
|----------------|--------|-----------------|----------------|-----------------|---------------|
|                |        |                 | 新              | 旧               |               |
| 参政党山口支部        | 高田 智史  | 代表者             | 末廣 純子          | 高田 智史           | " 8、15        |
|                |        | 事務所             | 山口市嘉川4539      | 山口市吉敷上東1丁目4番16号 |               |
| 自由民主党山口県電気通信支部 | 兵庫 雄二  | 会計責任者           | 西川啓二郎          | 長尾 貴洋           | " /           |
| 大内一也後援会        | 大内 一也  | 事務所             | 周南市清水2丁目11番11号 | 周南市新地町15番23号    | " 22          |
| 政友会            | 村岡 嗣政  | 会計責任者           | 秋貞 憲治          | 河島 繁太           | " /           |
|                | 代表者    | 橋本 園美           |                | 森本 隆之           |               |

|          |       |       |       |       |   |
|----------|-------|-------|-------|-------|---|
| 田村ひろみ後援会 | 橋本 園美 | 会計責任者 | 橋本 都  | 村元 通晃 | 〃 |
| 村岡つぐみ後援会 | 秋員 憲治 | 代表者   | 秋員 憲治 | 河島 繁大 | 〃 |

山口県選挙管理委員会告示第九十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定による届出があった解散等に係る政治団体の名称等は、次のとおりである。

令和四年十月七日

山口県選挙管理委員会委員長 秋本 泰治

|               |        |          |               |          |
|---------------|--------|----------|---------------|----------|
| 政治団体の名称       | 代表者の氏名 | 会計責任者の氏名 | 主たる事務所の所在地    | 解散年月日    |
| 税理士による安倍晋三後援会 | 石光 孝英  | 杉本 康平    | 下関市鞆田西町/6番/号  | 令和4、8、25 |
| 山近和浩後援会       | 山近 和浩  | 山近 則子    | 光市岩狩/丁田/0番/2号 | 〃 7、31   |

山口県選挙管理委員会告示第九十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定による届出があった同項第二号に該当する資金管理団体の名称等は、次のとおりである。

令和四年十月七日

山口県選挙管理委員会委員長 秋本 泰治

|                  |           |                              |
|------------------|-----------|------------------------------|
| 資金管理団体の届出をした者の氏名 | 資金管理団体の名称 | 備考<br>(資金管理団体でない<br>くたった年月日) |
| 山近 和浩            | 山近和浩後援会   | 令和4、7、31                     |



山口県公安委員会告示第三十八号

警備業法の一部を改正する法律（平成十六年法律第五十号）附則第五条の規定により、検定合格者審査を次のとおり実施する。

令和四年十月七日

山口県公安委員会

- 一 審査を行う警備業務の種類及び級並びに審査の定員
  - (一) 種別及び級
    - 空港保安警備業務（一級）、空港保安警備業務（二級）、施設警備業務（一級）、施設警備業務（二級）、交通誘導警備業務（一級）、交通誘導警備業務（二級）、核燃料物質等危険物運搬警備業務（一級）、核燃料物質等危険物運搬警備業務（二級）、貴重品運搬警備業務（一級）及び貴重品運搬警備業務（二級）
  - (二) 定員 三十人
- 二 審査の日時及び場所
  - (一) 日時 令和四年十一月十一日（金曜日）の午前九時から正午まで
  - (二) 場所 山口市滝町一番一号 山口県警察本部
- 三 審査の対象者
  - 警備員等の検定等に関する規則（平成十七年国家公安委員会規則第二十号。以下「規則」という。）附則第三条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和六十一年国家公安委員会規則第五号。以下「旧規則」という。）第一条第一項に規定する検定（以下「旧検定」という。）に合格した者（次のいずれかに該当する者を除く。）
  - (一) 規則の施行の際現に旧検定に係る警備業務に従事しており、かつ、当該警備業務に従事している期間が継続して一年以上である警備員
  - (二) 規則の施行の際現に旧検定に係る警備業務に係る旧規則第十二条第一項に規定する指定講習の講師として従事しており、かつ、当該講師として従事している期間が継続して一年以上である者（一）に掲げる者を除く。）
- 四 審査の方法
  - 学科試験及び実技試験により行うものとする。
- 五 審査申請書の受付期間及び時間

令和四年十月十七日(月曜日)から同月二十一日(金曜日)までの午前八時三十分から午後五時十五分まで

なお、受付期間内でも、申請者の数が定員に達したときは、受付を締め切るものとする。

六 審査申請書の提出先

(一) 山口県公安委員会から旧規則第八条の合格証の交付を受けている者  
山口県内の最寄りの警察署

(二) 山口県公安委員会以外の公安委員会から旧規則第八条の合格証の交付を受けている者

山口県内の住所地を管轄する警察署又はその者が警備員である場合におけるその者が属する山口県内の営業所の所在地を管轄する警察署

七 提出書類

(一) 審査申請書(規則附則別記様式によること。)  
(二) 添付書類

1 六の(二)に該当する者にあつては、山口県内の住所地を疎明する書面又は山口県内の営業所に属することを疎明する書面

2 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。裏面には、氏名及び撮影年月日を記入すること。)

3 旧規則第八条の合格証の写し

八 審査手数料

四千七百円に相当する山口県収入証紙を審査申請書の下部余白欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

九 その他

(一) 審査申請書は、審査申請書を提出することとなる警察署に請求すること。

(二) この審査についての問合せは、山口県警察本部生活安全全部生活安全企画課(電話〇八三一九三三〇一〇)にすること。



正 誤

令和四年九月三十日山口県公告(一六四)(令和四年度山口県家畜人工授精師養成講習会の開催)

|       |     |
|-------|-----|
| 二     | ページ |
| 上     | 段   |
| 二     | 行   |
| 養成講習会 | 誤   |
| 養成講習会 | 正   |

令和四年十月七日印刷

発行人所

山口県知事庁